裁決書

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 吹田市長 後藤 圭二

審査請求人が平成30年3月1日に提起した平成30年2月2日付け保育の利用調整に係る処分(利用不可)に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

審査請求人と処分庁がそれぞれ発出した文書によると、本件審査請求に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成29年10月26日付けで、審査請求人の妻は、その次男(〇〇〇 〇。平成30年度は1歳児)に係る「平成30年度(2018年度)保育 所等の利用に係る支給認定申請書兼保育の利用申込書」(以下「本件利用 申込書」という。)を処分庁に提出し、保育の利用申込み(以下「本件利 用申込み」という。)を行った。

本件利用申込書の「②保育の利用希望状況」における利用希望保育所等には、第1希望としてA保育園を、第2希望としてB保育園を記載していた。

(2) 本件利用申込みに対し、処分庁は、平成30年2月2日付けの「保育の利用調整結果通知書」により、審査請求人に対し、申込が利用希望施設の定員を上回り、利用調整の結果、定員内とならなかったことを理由に利用できない旨を通知した。(以下「本件処分」という。)

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨 本件処分は不当であり、第1希望園への利用認定の裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人が利用を希望する保育園が所在する○○地域には空枠が複数 ある保育園があることから、処分庁が適切な調整を行えば利用認定が可能 であった。

- イ 保育の利用調整に係る手順が明示されておらず、本件処分が適切な調整に基づき行われたか不明である。「吹田市保育所等利用調整基準表」には、入所指数が同点の場合等の優先順位の決定基準の記載はあるが、それ以外の詳細なフローが開示されていないため、恣意的な調整が行われた可能性がある。
- ウ 審査請求人の妻は、保育所等の利用申込みの前に行われた処分庁職員との面談において、当該職員から非常勤で申し込むよう強く指導され、また、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用できているとの発言もあったことから、非常勤での復職を決め、平成29年10月26日付けにて、本件利用申込書を処分庁に提出し、本件利用申込みを行ったが、利用調整結果を「利用不可」とする本件処分がなされた。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- (2) 弁明の理由
 - ア 審査請求人の主張する理由の内容が明らかではないが、審査請求人の主張が、審査請求人の第1希望の保育所等には空きがないものの、審査請求人が利用を希望する保育園が所在する○○地域に所在する他の複数の保育所等に空きがあることを理由として、処分庁において適切な利用調整が行われていなかったという趣旨のものであれば、そのような状況は、各施設の定員と各施設の利用を希望する児童の数が異なれば起こり得ることから、そのような状況にあることのみをもって不適切な利用調整が行われたということにはならない。
 - イ 利用調整に係る手順については、吹田市保育所等利用調整基準第2条第2号において、利用調整は、支給認定子どもの保護者が利用を希望する保育所等ごとに行うものとすることが定められ、また、同条第5号において、利用調整は、別表に定める基準により算定した点数の大きい支給認定子どもから順次に行うものとすることが定められており、吹田市(以下「本市」という。)においては当該利用調整基準を開示している。

本市における利用調整は、当該利用調整基準で定められた手順に従って行われており、審査請求人が主張するように、当該手順以外のフローは存在しないことから、処分庁において恣意的な利用調整が行われる可能性はない。

ウ 審査請求人の妻を担当した処分庁の職員は、例えば、常勤雇用を理由と して保育の利用申込みをした保護者が、実際は非常勤雇用であった場合な ど、申込内容とは異なる事情が後日判明した場合には、内定の取消しや退 園となる場合があることから、審査請求人の妻に対して、かかる説明を行 ったものであり、これについては、「平成30年度(2018年度)保育 所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業利用申込案内」に おいても明記されている。保育の利用申込みをした保護者(以下「利用申 込者」という。)が実際にどのような雇用形態であるのかは、各人によっ てその事情が異なることから、処分庁の職員は、利用申込者からその内容 を聞き取った上で、利用申込者に対して手続等に関する説明を行ってお り、審査請求人の妻に対しても、同様に、雇用形態と申請事由をパターン 別で説明し、選択肢を提示した上で、どの雇用形態で申し込むのかについ て、その意向を確認している。利用申込者からの聞取りの際、処分庁の職 員が特定の条件で申し込むよう指導することはないし、利用調整を行って いない段階で、第1希望の保育所等に問題なく入れるというような趣旨の 発言をすることもない。審査請求人の妻を担当した処分庁の職員から事情 聴取したが、審査請求人が主張する旨の発言をした事実は確認できなかっ た。

第3 理由

1 処分庁による利用調整について

本市においては、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整について、「吹田市保育所等利用調整基準」を定め、同基準に基づいて、保育所等の利用調整を実施しているところ、同利用調整基準においては、利用申込者が提出した利用の申込書や利用申込者からの事情聴取を基に、同基準に従い、利用調整に係る指数を算定し、利用申込者が利用を希望した保育所等ごとに、定員が埋まるまで、指数の高い者から順番に利用決定が行われているが、このような利用調整の方法は合理的であり、利用調整の結果、その他の保育所等に空枠が生じる可能性がある方法であったとしても、そのことをもって直ちに当該利用調整の方法に違法または不当な点があるとはいえない。

この点、審査請求人に係る利用調整についても、本件利用申込書等を基に、同基準に従い、利用調整に係る指数を算定し、審査請求人が利用を希望した保育所等ごとに、定員が埋まるまで、指数の高い者から順番に利用決定が行

われた結果、本件利用申込みについては利用不可となったのであり、その判 断過程において不適切な点は認められない。

2 処分庁職員の面談時の対応について

審査請求人は、審査請求人の妻は、本件利用申込みの前に行われた処分庁職員との面談において、当該職員から非常勤で申し込むよう強く指導され、また、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用できているとの発言もあったことから、非常勤での復職を決め、本件利用申込みを行った旨主張している。

しかしながら、利用申込みの内容として正確な事情が申告されなければならないことは言うまでもないところ、利用申込みの内容とは異なる事情が後日判明した場合には内定の取消しや退園となる場合が存することから、審査請求人の妻を担当した処分庁の職員は、審査請求人の妻に対して、審査請求人の妻の状況に合致するように申告するよう指導し、これを受けて、審査請求人の妻は、本件利用申込みにかかる申告の内容を自ら判断したという経緯にあるのであって、審査請求人を担当した処分庁の職員の説明内容に不適切な点はなく、本件処分の手続に違法または不当な点は認められない。

なお、審査請求人を担当した処分庁の職員が、審査請求人の妻に対して、非常勤であっても第1希望園であれば例年問題なく利用できていると発言したか否かについては、その存在を裏付ける的確な証拠がないため判然としないが、仮に、審査請求人が主張するようにそのような趣旨の発言があったとしても、それは例年の傾向を述べたものにすぎず、かかる発言は審査請求人の妻に対して第1希望の施設に入所できることを確約するものではなく、上記結論を左右しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年1月4日

審査庁 吹田市長 後 藤 圭 二

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か

月以内に、吹田市を被告として(訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違 法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、吹田市を被告として(訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。